吉備国際大学教員免許状取得に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、吉備国際大学学則第 44 条第 7 項に基づき、吉備国際大学での教員免許状取得に必要な科目の履修等に関し、必要な事項を定める。

（取得可能免許状等）

第２条　取得可能免許状及び取得に必要となる最低修得単位数は、別表１のとおりとする。

（授業科目等）

第３条　中学校・高等学校教諭一種免許状取得に必要な教育の基礎的理解に関する科目等の名称・単位数等については、別表２－（１）のとおりとする。

２　養護教諭一種免許状取得に必要な教育の基礎的理解に関する科目等の名称・単位数等については、別表２－（２）のとおりとする。

３　社会科学部スポーツ社会学科の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表３－（１）のとおりとする。

４　保健医療福祉学部看護学科の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表３－（２）のとおりとする。

５　保健医療福祉学部看護学科の養護に関する科目等については、別表３－（３）のとおりとする。

６　心理学部心理学科の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表３－（４）のとおりとする。

７　外国語学部外国学科の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表３－（５）のとおりとする。

（教育実習、養護実習）

第４条　教育実習又は養護実習を行おうとする者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

（１）教育職員に就く強い意志のある者

（２）教育職員を目指す者としての品位を損するような行為のない者

（３）教育実習実施の前学期終了時点で、別表４に定める実習履修要件を満たしている者

２　教育実習等の許可は、教職センター会議が成績、品行、適性等を総合的に審議し、学長が決定する。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか、履修に必要な事項については、教職センター会議で審議し、学長が決定する。

附則　この規程は平成 20 年４月１日から施行する。

附則　この改正規程は平成 21 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 22 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 23 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 25 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 26 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 27 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 29 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 30 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は平成 31 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、改正後に編入学又は再入学した学生については改正規定を適用するものとする。

附則　この改正規程は令和３年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、改正後に編入学又は再入学した学生については改正規定を適用するものとする。

別表１

〈　取得可能免許状　〉

学部	学科	免許状の種類	中学校教諭一種			高等学校教諭一種				養護教諭一種
		免許教科	社会	保健体育	英語	公民	保健体育	看護	英語	
社会科学部	スポーツ社会学科			○			○			
保健医療福祉学部	看護学科							○		○
心理学部	心理学科		○			○				
外国語学部	外国学科				○				○	

〈　最低修得単位数　〉※免許法施行規則に定める最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 養護に関する科目 （注）	大学が独自に設定する科目	備　考
中学校教諭一種免許状	学　士	２７	２８	４	
高等学校教諭一種免許状	学　士	２３	２４	１２	
養護教諭一種免許状	学　士	２１	２８	７	

（注）「教科及び教科の指導法に関する科目」・・・中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状

「養護に関する科目」・・・養護教諭一種免許状

別表２－（１）

社会科学部　スポーツ社会学科　中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

保健医療福祉学部　看護学科　高等学校教諭一種免許状（看護）

心理学部　心理学科　中学校教諭一種免許状（社会）・高等学校教諭一種免許状（公民）

外国語学部　外国学科　中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）

〈　教育の基礎的理解に関する科目等　〉

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	備　　考
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原論	2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職論	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育行政学	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別支援教育	1	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳教育の理論と方法	2	中一種免にのみ必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
	・特別活動の指導法				
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育の方法と技術	2	
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の基礎	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導 ○教育実習 ○教育実習 ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	1 4 2 2 2	 看護学科・外国学科を除く 看護学科のみ 外国学科のみ 外国学科のみ　中一種免にのみ必修
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（中・高） ○教職実践演習（高校）	2 2	看護学科を除く 看護学科のみ
教育の基礎的理解に関する科目等修得単位数：中学校教諭一種免許状（27 単位以上）、高等学校教諭一種免許状（23 単位以上）					

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表２－（２）

保健医療福祉学部　看護学科　養護教諭一種免許状

〈　教育の基礎的理解に関する科目等　〉

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目		
科　目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	備　　考
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	○教育原論	2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職論	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育行政学	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別支援教育	1	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	1	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	○道徳教育の理論と方法	2	
			○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育の方法と技術	2	
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の基礎	2	
教育実践に関する科目	・養護実習	5	○養護実習指導 ○養護実習	1 4	
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（養護教諭）	2	
教育の基礎的理解に関する科目等修得単位数：養護教諭一種免許状（21 単位以上）					

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表３－（１）

社会科学部　スポーツ社会学科　中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

〈　教科及び教科の指導法に関する科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目		最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
教科に関する専門的事項	体育実技	中 28 高 24	○ スポーツ実習Ⅰ（体操） ○ スポーツ実習Ⅱ（器械運動） ○ スポーツ実習Ⅲ（屋外球技） ○ スポーツ実習Ⅳ（陸上競技） ○ スポーツ実習Ⅴ（屋内球技） ○ スポーツ実習Ⅵ（格技） ○ スポーツ実習Ⅶ（ダンス） ○ 健康運動実習Ⅱ	1 1 1 1 1 1 1 1	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		○ スポーツ社会学 スポーツ哲学 スポーツ史 体育・スポーツ行政論 スポーツ経営学 スポーツリーダーシップ論 ○ 運動学 ○ 運動方法学	② 2 2 2 2 2 2 2	
	生理学(運動生理学を含む。)		○ 生理学 ○ 運動生理学Ⅰ 運動生理学Ⅱ	2 2 2	
	衛生学・公衆衛生学		○ 衛生・公衆衛生	2	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		○ 学校保健 ○ 救急処置	2 2	小児保健、精神保健、学校安全を含む
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			○ 保健体育科教育法Ⅰ ○ 保健体育科教育法Ⅱ ○ 保健体育科教育法Ⅲ ○ 保健体育科教育法Ⅳ	2 2 2 2	高一種免（保健体育）に必修 中一種免（保健体育）に必修
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：中学校教諭一種免許状（28 単位以上）、高等学校教諭一種免許状（24 単位以上）					

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈　大学が独自に設定する科目　〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○ 介護等体験の研究 道徳教育の理論と方法	1 2	中一種免にのみ必修 高一種免にのみ 「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した〈教科及び教科の指導法に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて中４単位、高 12 単位以上修得

（授業科目の○印は教免に対して必修）

〈　教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ フランス語Ⅰ ドイツ語Ⅰ 中国語Ⅰ	2 2 2 2	何れか１科目を選択必修
情報機器の操作	2	○ 情報処理Ⅰ	2	

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表３－（２）

保健医療福祉学部　看護学科　高等学校教諭一種免許状（看護）

〈　教科及び教科の指導法に関する科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目		最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
教科に関する専門的事項	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	24	○ 生理学Ⅰ	①	
			○ 生理学Ⅱ	①	
			○ 生化学	②	
			○ 病理学	②	
			○ 微生物学Ⅰ	①	
			○ 微生物学Ⅱ	①	
			○ 薬理学	②	
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）		○ 看護学概論	②	
			生活援助論Ⅰ	①	
			生活援助論Ⅱ	①	
			生活援助論Ⅲ	①	
			生活援助論Ⅳ	①	
			生活援助論Ⅴ	①	
			生活援助論Ⅵ	①	
			臨床看護総論	①	
			○ 成人看護学概論	①	
			成人看護学Ⅰ	①	
			成人看護学Ⅱ	①	
			成人看護学Ⅲ	①	
			成人看護学Ⅳ	①	
			成人看護学Ⅴ	①	
			精神看護学Ⅱ	①	
			精神看護学Ⅲ	①	
			○ 老年看護学概論	①	
			老年看護学Ⅱ	②	
			在宅看護学概論	①	
			在宅看護援助論Ⅰ	②	
			小児看護学概論	①	
			小児看護学Ⅰ	①	
			小児看護学Ⅱ	①	
			小児看護学Ⅲ	①	
			○ 母性看護学概論	①	
			母性看護学Ⅰ	①	
			母性看護学Ⅱ	②	
	看護実習		○ 基礎看護学実習	③	
			小児看護学実習	②	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			○ 看護教育法Ⅰ	2	
			○ 看護教育法Ⅱ	2	
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：24 単位以上（内、選択科目より２単位以上必修）					

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈　大学が独自に設定する科目　〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
大学が独自に設定する科目	12	道徳教育の理論と方法	2	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した〈教科及び教科の指導法に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて 12 単位以上修得

（授業科目の○印は教免に対して必修）

〈　教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	2	何れか１科目を選択必修
		フランス語Ⅰ	2	
		ドイツ語Ⅰ	2	
		中国語Ⅰ	2	
情報機器の操作	2	○ 情報処理Ⅰ	2	

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表３－（３）

保健医療福祉学部　看護学科　養護教諭一種免許状

〈　養護に関する科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備　　考
科　　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	○ 公衆衛生学Ⅰ ○ 公衆衛生学Ⅱ 疫学	① 1 ②	予防医学を含む
学校保健	2	○ 学校保健学	2	
養護概説	2	○ 養護学概論	2	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	○ 健康相談活動論	2	
栄養学（食品学を含む。）	2	○ 栄養学	②	食品学を含む
解剖学・生理学	2	○ 解剖学Ⅰ ○ 解剖学Ⅱ ○ 生理学Ⅰ ○ 生理学Ⅱ	① ① ① ①	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学Ⅰ ○ 微生物学Ⅱ 病理学 ○ 薬理学 生化学	① ① ② ② ②	免疫学を含む
精神保健	2	○ 精神看護学概論 精神看護学Ⅰ	① ①	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	○ 看護学概論 生活援助論Ⅰ 生活援助論Ⅱ 生活援助論Ⅲ 生活援助論Ⅳ 生活援助論Ⅴ 生活援助論Ⅵ ○ 臨床看護総論 ○ 基礎看護学実習 成人看護学概論 成人看護学Ⅰ 成人看護学Ⅱ 成人看護学Ⅲ 成人看護学Ⅳ 成人看護学Ⅴ 精神看護学Ⅱ 精神看護学Ⅲ 老年看護学概論 老年看護学Ⅱ 在宅看護学概論 在宅看護援助論Ⅰ 小児看護学概論 小児看護学Ⅰ 小児看護学Ⅱ 小児看護学Ⅲ 母性看護学Ⅰ 母性看護学Ⅱ	② ① ① ① ① ① ① ① ③ ① ① ① ① ① ① ① ① ① ② ① ② ① ① ① ① ① ① ②	救急処置を含む
養護に関する科目修得単位数：28 単位以上（内、選択科目より４単位以上必修）				

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈　大学が独自に設定する科目　〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備　　考
科　　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
大学が独自に設定する科目	7			最低修得単位を超えて履修した〈養護に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて７単位以上修得

〈　教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備　　考
科　　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ フランス語Ⅰ ドイツ語Ⅰ 中国語Ⅰ	2 2 2 2	何れか１科目を選択必修
情報機器の操作	2	○ 情報処理Ⅰ	2	

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表３－（４）

心理学部　心理学科　中学校教諭一種免許状（社会）

〈　教科及び教科の指導法に関する科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		備　　考
科　　目		最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	28	○日本史 ○東洋史 ○西洋史	2 2 2	
	地理学（地誌を含む。）		○地理学概論 ○地誌学	2 2	
	「法律学、政治学」		日本国憲法 民法 ○法学 人権と政治 ○政治学	2 2 2 2 2	国際法を含む
	「社会学、経済学」		○社会学 社会・集団・家族心理学Ⅰ 社会・集団・家族心理学Ⅱ 福祉心理学 コミュニティ心理学 社会福祉原論 ○経済学	2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学」		○哲学 臨床の倫理 宗教学	2 2 2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2	
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：28 単位以上					

（授業科目の○印は教免に対して必修）

心理学部　心理学科　高等学校教諭一種免許状（公民）

〈　教科及び教科の指導法に関する科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		備　　考
科　　目		最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学(国際政治を含む。)」	24	日本国憲法 民法 ○ 法学 人権と政治 ○ 政治学	2 2 2 2 2	国際法を含む
	「社会学、経済学（国際経済を含む。)」		○ 社会学 社会・集団・家族心理学Ⅰ 社会・集団・家族心理学Ⅱ 福祉心理学 コミュニティ心理学 社会福祉原論 ○ 経済学	2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		○ 哲学 臨床の倫理 宗教学 心理学概論Ⅰ 心理学概論Ⅱ 感情・人格心理学Ⅰ 発達心理学 知覚・認知心理学 学習・言語心理学 臨床心理学概論 教育・学校心理学	2 2 2 ② ② 2 2 2 2 2 2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			○ 社会科・公民科教育法Ⅰ ○ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2	
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：24 単位以上（内、選択科目より１０単位以上必修）					

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈　大学が独自に設定する科目　〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備　　考
科　　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
大学が独自に設定する科目	中　4 高　12	○ 介護等体験の研究 道徳教育の理論と方法	1 2	中一種免にのみ必修 高一種免にのみ 「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した〈教科及び教科の指導法に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて中４単位、高 12 単位以上修得

（授業科目の○印は教免に対して必修）

〈　教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備　　考
科　　目	最低修得単位数	授　業　科　目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ フランス語Ⅰ ドイツ語Ⅰ 中国語Ⅰ	2 2 2 2	何れか１科目を選択必修
情報機器の操作	2	○ 情報処理Ⅰ	2	

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表３－（５）

外国語学部　外国学科　中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）

〈　教科及び教科の指導法に関する科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		備　考	
科　目		最低修得単位数	授業科目	単位数		
教科に関する専門的事項	英語学	中 28 高 24	○ 英語学Ⅰ ○ 英語学Ⅱ ○ 英語学Ⅲ ○ 英語学Ⅳ 英語音声学Ⅰ 英語音声学Ⅱ	2 2 2 2 2 2		
	英語文学		○ 英語文学Ⅰ 英語文学Ⅱ	2 2		
	英語コミュニケーション		○ 英語オーラルコミュニケーションⅠ ○ 英語オーラルコミュニケーションⅡ 英語オーラルコミュニケーション演習Ⅰ 英語オーラルコミュニケーション演習Ⅱ プレゼンテーション英語 ディスカッション英語 ○ アクティブ英語Ⅰ ○ アクティブ英語Ⅱ インテグレイテッド・イングリッシュⅠ インテグレイテッド・イングリッシュⅡ	② ② 2 2 2 2 2 2 2 2		
	異文化理解		○ 異文化理解	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			○ 英語科教育法Ⅰ ○ 英語科教育法Ⅱ ○ 英語科教育法Ⅲ ○ 英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	高一種免（英語）に必修	中一種免（英語）に必修
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：中学校教諭一種免許状（28 単位以上）、高等学校教諭一種免許状（24 単位以上）						

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈　大学が独自に設定する科目　〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目	最低修得単位数	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	中　4 高 12	○ 介護等体験の研究 道徳教育の理論と方法	1 2	中一種免にのみ必修 高一種免にのみ 「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した〈教科及び教科の指導法に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて中４単位、高 12 単位以上修得

（授業科目の○印は教免に対して必修）

〈　教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目　〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備　考
科　目	最低修得単位数	授業科目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	○ 英語オーラルコミュニケーションⅠ	②	
情報機器の操作	2	○ 情報処理Ⅰ	2	

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

別表４　教育実習・養護実習履修要件

実　習　区　分	**学　　科**	**教育の基礎的理解に関する科目等**	**教科及び教科の指導法 に関する科目 領域及び保育内容の指導法 に関する科目 養護に関する科目**	**Ｇ　Ｐ　Ａ**
教　育　実　習	スポーツ社会学科	14 単位以上 ただし、留学※の場合を除き 教育実習指導の単位は修得済 みであること	24 単位以上	累積 GPA　2.50 以上
	看護学科			
	心理学科			
	外国学科			
養　護　実　習	看護学科	14 単位以上 ただし、留学※の場合を除き 養護実習指導の単位は修得済 みであること	20 単位以上	累積 GPA　2.50 以上

※留学には半年以上の海外インターンシップ及び海外ボランティアを含む

※編入学生の履修要件についてはこの限りではない。